

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、茨城県公安委員会委員長より通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年6月28日

茨城県監査委員	半 村	登
同	西 野	一
同	深 谷	一 広
同	羽 生	健 志

(注意事項)

監査対象機関名 日立警察署	監査実施年月日 令和2年11月4日
○監査の結果 安全運転管理者等講習受講手数料に係る前渡金について、財務規則等の誤認により、その支払時期や精算手続等に誤りがあったことは適切でない。	
○措置状況 会計担当職員を県主催の財務会計に関する研修会に参加させるなどにより、職員の知識習得を図るとともに、本件講習に係る資金前渡職員に会計事務手続について指導するなど、同種事案の発生防止を図った。 さらに本件会計経理に係るチェック表を作成し、これを活用して複数の担当職員により確実な点検を行うことで、再発防止を図ることとした。	